

令和5年第1回臨時会 (令和5年5月31日)

**桶川北本水道企業団  
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

# 令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月31日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
日程の追加	5
議長の辞職について	5
日程の追加	6
議長の選挙について	6
副議長の選挙について	8
議会運営委員会委員の選任について	9
議会運営委員会委員長の互選について	9
企業長提出議案の上程、説明	10
第8号議案に対する質疑、討論、採決	11
閉会の宣告	12

桶川北本水道企業団告示第9号

令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月24日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 令和5年5月31日（水） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
  - (1) 副議長の選挙について
  - (2) 桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

# 令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

## 議 事 日 程

令和5年5月31日

1. 議席の指定
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 副議長の選挙について
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会委員長の互選について
7. 企業長提出議案の上程、説明
8. 議案の質疑、討論、採決

(1) 第8号議案

桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

# 令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

令和5年5月31日（水曜日）

## ○出席議員（10名）

1番	青野康子君	2番	高橋誠君
3番	砂川和也君	4番	山中敏正君
5番	小久保博雅君	6番	大嶋達巳君
7番	島野和夫君	8番	岡安政彦君
9番	佐藤洋君	10番	渡邊光子君

## ○欠席議員（なし）

---

## ○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	三宮幸雄君
事務局長	青鹿秀明君	事務局次長兼総務課長	堀和行君
事務局次長兼施設課長	小菅勉君	副参事兼浄水課長	内田賢一君
業務課長	斎藤寛君	給水課長	渡邊健君

---

## ○職務のため出席した者の職氏名

書記	山本隆	書記	永井太
----	-----	----	-----

午前 9時47分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（岡安政彦君） 定足数に達しておりますので、令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（岡安政彦君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

△諸報告

○議長（岡安政彦君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告を行います。

企業長より、令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書及び令和4年度桶川北本水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、5月18日の北本市議会において、青野康子議員、高橋誠議員、小久保博雅議員、大嶋達巳議員、島野和夫議員が当議会の議員として当選されました。ご報告いたします。

---

△議席の指定

○議長（岡安政彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長より指定いたします。

青野康子議員の議席は1番、高橋誠議員の議席は2番、小久保博雅議員の議席は5番、大嶋達巳議員の議席は6番、島野和夫議員の議席は7番といたします。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（岡安政彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

1 番 青 野 康 子 議 員

2 番 高 橋 誠 議 員

の両名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（岡安政彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時50分）

---

○臨時議長（渡邊光子君） おはようございます。

休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時51分）

---

△日程の追加

○臨時議長（渡邊光子君） ただいま岡安政彦議長より議長の辞職願が提出されました。副議長が空席のため、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

お諮りいたします。議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

△議長の辞職について

○臨時議長（渡邊光子君） 地方自治法第117条の規定により、岡安政彦議員の退席を求めます。

〔8番 岡安政彦議員退席〕

○臨時議長（渡邊光子君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（渡邊光子君） お諮りいたします。岡安政彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、岡安政彦議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岡安政彦議員の復席を求めます。

〔8番 岡安政彦議員復席〕

○臨時議長（渡邊光子君） ただいま議長の職を辞職されました岡安政彦議員から退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。

○8番（岡安政彦君） 貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶させていただきたいと思えます。

令和4年1月の臨時議会において皆様から承認いただきまして、今日までやってきました。議員の皆様、また企業長をはじめ、職員の皆様のお力添えをいただきまして、ここまでやってこられましたことを心より感謝申し上げます。

これからは桶川北本水道企業団の議員の一員として、また今後、引き続き頑張りたいと思えますので、今後も皆様のご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、辞職のご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

△日程の追加

○臨時議長（渡邊光子君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

△議長の選挙について

○臨時議長（渡邊光子君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第



118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、大嶋達巳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大嶋達巳議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました大嶋達巳議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました大嶋達巳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、議長に当選されました大嶋達巳議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○6番（大嶋達巳君） このたび桶川北本水道企業団議会議長に就任させていただきます大嶋達巳でございます。

もとより浅学非才ではございますが、議員の皆様、執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、規律ある議会運営に努めてまいります。

誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（渡邊光子君） これをもちまして、臨時議長の職を全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時58分）

○議長（大嶋達巳君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時58分）

---

△副議長の選挙について

○議長（大嶋達巳君） 日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、岡安政彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました岡安政彦議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡安政彦議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました岡安政彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、副議長に当選されました岡安政彦議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○8番（岡安政彦君） ただいま就任しました副議長の岡安政彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

僭越ながら、大嶋議長を支えながら、桶川北本水道企業団の議会運営につきまして一生懸命頑張りたいと思います。水道企業団は、桶川市民、また北本市民の大切なライフラインの一つでありますので、どうか皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（大嶋達巳君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より高橋誠議員、島野和夫議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋誠議員、島野和夫議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

△議会運営委員会委員長の互選について

○議長（大嶋達巳君） 日程第6、議会運営委員会委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は、次の休憩中、委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

---

○議長（大嶋達巳君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時06分）

---

○議長（大嶋達巳君） 議会運営委員会委員長からご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には山中敏正議員、副委員長には島野和夫議員が互選されました。以上でございます。

---

○議長（大嶋達巳君） ここで、企業長より発言を求められておりますので、これを許可します。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

貴重なお時間を賜りまして、ありがとうございます。

5月1日より企業長に就任いたしました桶川市長の小野でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、水道事業を取り巻く昨今の状況につきましては、節水機器の普及ですとか給水人口の減少により、水道の使用量は年々減少しておりましたが、新型コロナウイルスの感染対策として、手洗いやステイホームが推奨されたことにより、水道の使用料は一時的に増加しました。しかし、市民生活がコロナ禍前に戻りつつあることにより、水道の使用量も減少傾向へ戻っています。

このような状況の中、当企業団では高度経済成長期に整備した施設の更新時期が到来しています。施設の更新には多額の費用を要することから、水道事業経営はますます厳しくなることが予測されますが、三宮副企業長とともに、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に全力で取り組んでまいります。

今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### △企業長提出議案の上程、説明

○議長（大嶋達巳君） 日程第7、企業長提出議案を上程いたします。

第8号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） 本日ここに、令和5年第1回桶川北本水道企業団臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の折、ご参会を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、去る4月に行われました北本市長選挙及び北本市議会議員選挙でご当選されました三宮市長さん並びに市議会議員の皆様、誠におめでとうございます。三宮市長さんにおかれましては、副企業長として、また新たに当企業団の議員として当選されました議員の皆様には、今後とも当企業団運営に対し、ご指導、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして概要をご説明い

たします。

第8号議案 桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をするものです。

以上をもちまして本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大嶋達巳君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第8号議案 桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の規定による調査審議を、桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の所掌事項に加えるものでございます。

改正の内容でございますが、審査会条例第2条第1項第4号につきましては、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項に規定する開示決定等に対する審査請求があったときに、桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問する規定に基づき、調査審議する旨を新たに追加するものでございます。

また、2ページ一番下になります同項第7号でございますが、こちらは桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例第50条に規定いたします個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると議長が認めるときに、桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問する規定に基づき、調査審議する旨を新たに規定するものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

---

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案 桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可します。

[発言する人なし]

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

前 議 長 岡 安 政 彦

臨 時 議 長 渡 邊 光 子

議 長 大 嶋 達 巳

署 名 議 員 青 野 康 子

署 名 議 員 高 橋 誠

## 参 考 资 料



## 議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
8	桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護 審査会条例の一部を改正する条例について	5月31日	原案可決